

仕事と介護の両立支援制度（見直し案イメージ）

資料2

要介護状態
（制度利用の申出が
可能な状態）

※ 要介護状態にある対象家族ごとに以下の制度が利用可能

■ : 現行制度
□ : 努力義務
■ : 新設部分

介護終了
（対象家族の
回復・死亡）

介護休業（申出から93日）

介護休業
①

介護休業
②

介護休業
③

介護休業①+②+③ = 93日

選択的措置義務（いずれか一つを事業主が選択して措置）

- ①短時間勤務制度
- ②フレックスタイム制度
- ③始業・就業時刻の繰り上げ・繰り下げ（時差出勤の制度）
- ④介護サービスを利用する場合、労働者が負担する費用を助成する制度その他これに準ずる制度

3年間の間で少なくとも2回以上利用が可能

所定外労働の免除

介護休暇

（対象家族1人につき年5日、2人以上の場合に10日付与される）

半日単位の取得（所定労働時間の二分の一）

時間外労働・深夜業の制限

家族を介護する労働者に関して、介護休業制度又は所定労働時間の短縮等の措置に準じて、その介護を必要とする時間、回数等に配慮した必要な措置を講ずる努力義務